

市町の精神障害者保健福祉手帳・優遇措置

令和7年4月1日現在

市町村名	事業の内容	手帳等級	内容・金額など	備 考
桑名市	自動車燃料費助成	1級	月額1,000円 (1ヶ月あたり50円、20ヶ月が上限)	本人又は生計同一者の車 タクシー券助成との選択 所得制限あり
	タクシー券助成	1級	タクシー券(1乗車730円)を年間最大55枚交付。	自動車燃料費助成との選択 所得制限あり
	障害者医療費助成	1・2級	保険医療を受けた場合、支払った医療費の自己負担 分を助成	所得制限あり
	福祉手当	1・2級 3級	月々2,000円を支給 月々 700円を支給	
木曽岬町	木曽岬町自主運営バス 料金	1～3級	乗車料金が半額の100円	手帳の提示による
	障害者医療費助成	1級	保険医療を受けた場合、支払った医療費の自己負担 分を助成(通院のみ)	所得制限あり
	タクシー券助成	1・2級	登録決定した月又は翌月から年度末まで1ヶ月あたり 4枚のタクシー券を交付(年間最大48枚)	役場窓口へ申請
いなべ市	タクシー券助成	1級	タクシー券(1枚650円 1乗車につき2枚まで)及び迎 車券(100円)を年間24枚交付	
	障害者医療費助成	1級	通院医療費(保険診療分)の自己負担分を助成	所得制限あり
		2級	通院医療費(保険診療分)の自己負担分の半額を助 成	所得制限あり
東員町	タクシー券助成	1・2級	タクシー券(初乗り運賃)を年間48枚交付	
	障害者医療費助成	1級	通院医療費(保険診療分)の自己負担分を助成	所得制限あり
四日市市	タクシー代助成	1級	助成(1枚500円分、1乗車につき2枚まで) 72枚綴りチケット(年間)	所得制限あり
	障害者医療費助成	1級・2級	医療費(保険適用)の自己負担分を助成(2級は通院 医療費のみ)	所得制限あり
	一般世帯公営住宅 への入居	1・2級	募集戸数によって一般世帯より有利な当選率で抽選 が受けられる場合あり	
	四日市市重度障害者 (児)手当	1級	障害者:支給月額1,000円 障害児:支給月額2,000円	窓口へ申請(所得制限等あり) (詳細は障害福祉課)
	四日市あすなろう鉄道	1～3級	乗車運賃の割引 (詳細はあすなろう鉄道へ)	手帳の提示による
菰野町	タクシー料金助成	1～3級	タクシー乗車券(1枚650円。1乗車3枚まで利用可能。 ただし、つり銭なし。)を申請月から1ヶ月あたり4枚交 付(年間最大48枚)。	役場窓口へ申請 燃料費助成との選択
	燃料費助成	1～3級	自動車燃料費の一部(月額1,250円)を助成	役場窓口へ申請 タクシー料金助成との選択
	障害者医療費助成	1級	医療費(保険適用)の自己負担分を助成(通院のみ)	所得制限あり

市町の精神障害者保健福祉手帳・優遇措置

令和7年4月1日現在

市町村名	事業の内容	手帳等級	内容・金額など	備 考
朝日町	心身障害者福祉年金	1・2級	1級 10,000円(年間) 2級 8,000円(年間)	毎年12月に支給
	タクシー券助成	1～3級	500円券、48枚綴りチケット(年間)	役場窓口へ申請 燃料費助成との選択
	自動車燃料費助成	1～3級	月額上限 1,250円	役場窓口へ申請 タクシー券助成との選択
	障害者手帳交付診断書料助成	1～3級	1通につき上限2,000円	役場窓口へ申請
	福祉医療(障がい者医療)費助成	1級	保険医療を受けた場合、支払った医療費の自己負担分を助成(通院のみ)	所得制限あり
川越町	タクシー代助成	1～3級	初乗り運賃分(1ヶ月5枚・最大60枚)	役場窓口へ申請 自動車燃料費助成との選択
	障害者手帳交付診断書料助成	1～3級	1通につき上限2,000円	役場窓口へ申請
	自動車燃料費助成	1級	月額上限が3,000円	役場窓口へ申請 タクシー代助成との選択
	障害者年金	1～2級	9月1日現在の手帳保持者に支給 (年間)1級＝1万円、2級＝6千円	役場窓口へ申請
	障害者医療費助成	1級	保険医療を受けた場合、支払った医療費の自己負担分を助成。ただし通院のみ。	役場窓口へ申請
鈴鹿市	軽自動車税減免	1級	本人又は本人と生計を一にする者が所有する軽自動車の税金全額	1人1台限り
	市営住宅の優先入居	1～3級	市営住宅入居にあたり、精神障害者を有する世帯については、障害者世帯優先措置を適用	抽選を2回引ける
	鈴鹿市福祉タクシー事業	1級	500円券24枚綴りの乗車券を年度に1冊	申請時期により変動(1月あたり2枚、最大24枚)
	自転車駐輪場の料金免除	1～3級	近鉄鈴鹿市駅、近鉄白子駅東、近鉄白子駅第2、近鉄白子駅西の自転車駐輪場の料金免除(無料)	現地の管理者に報告し、手続きを受けてから利用。白子駅西は20時まで管理者駐在
	鈴鹿市考古博物館	1～3級	鈴鹿市考古博物館観覧料の免除	
	障がい者医療費助成	1級	通院医療費(保険診療分)の自己負担分を助成	所得制限あり
亀山市	市県民税の所得控除	すべて	特別障害者(1級)―300,000円 同居特別障害者―530,000円 普通障害者(2級以下)―260,000円	
	軽自動車税減免	1級	本人又は同居の親族が所有する軽自動車の環境性能割及び種別割全額	1人1台限り
	白鳥の湯入湯料助成	1～3級	年24回無料券	総合保健福祉センター窓口へ申請
	インフルエンザ予防接種助成	1～3級	10月～3月 1回目 ― 1,200円 2回目 ― 800円	市内医療機関 ― 窓口で手帳提示 市外医療機関 ― 総合保健福祉センター 健康政策課へ
	タクシー乗車券交付	1級～2級	15,000円分(年間)	総合保健福祉センター窓口へ申請
	コミュニティバス運賃無料	1～3級	コミュニティバス運賃無料	本人及びその介護者
	心身障がい者医療費助成	1級	通院医療費(保険診療分)の自己負担分を助成	所得制限なし

市町の精神障害者保健福祉手帳・優遇措置

令和7年4月1日現在

市町村名	事業の内容	手帳等級	内容・金額など	備 考
津市	サオリーナ・三重武道館における個人使用料減免	1～3級	津市在住の方は使用料は半額減免 ※プール使用の際の付添人の使用料は免除(ただし、プール利用の場合は半額減免)	本市の区域内に住所を有するもの
	公営住居入居優先	1～2級	障がい者世帯優先措置を適用 入居の抽選の際に優先抽選の対象となる場合があります	詳細については市営住宅課へ
	医療費助成	1級	①医療機関等で支払った医療費(通院分のみ)の自己負担金額を助成 ②90日以上入院治療について、それ以後の保険診療の自己負担額の1/2を助成	所得制限あり
		2級	①平成30年9月診療分から医療機関等で支払った医療費(通院分のみ)を半額助成。 ②90日以上入院治療について、それ以後の保険診療の自己負担額の1/2を助成。	所得制限あり
	コミュニティバス	1～3級	手帳の提示をうけた場合は本人と介護者の乗車料金が半額になる	
	通院、通学、通園のため、タクシー、自家用車、公共交通機関の交通費助成 (月1回以上利用)	1～2級	利用回数が 月1回の場合 1,000円／月 月2回の場合 2,000円／月 月3回の場合 3,000円／月 月4回以上の場合4,000円／月	市内に住所を有する在宅(入所を除く)の方で、本人所得税非課税(ただし、障がい児は、保護者が所得税非課税)・障がい児は、特殊教育就学奨励制度を受けている場合は非適用
	重度心身障害者等介護手当	1級 (20才以上)	障害者1人につき、 月額3,000円	障がい者と同一の生活を営む常時介護者、所得税非課税世帯(対象外は特障手当、経過的福祉手当受給者、施設入所者、所得税課税世帯 等)
松阪市	タクシー乗車券の交付	1級	500円券(50枚)と100円券(50枚)つづりを交付	特別障害者手当等、自動車燃料費助成給油券及び自動車税または軽自動車税減免を受けていない方
	自動車燃料費助成給油券の交付	1級	500円券(60枚)つづりを交付	タクシー乗車券との併用不可
	水洗トイレ等の改造費助成	1～3級	公共下水道供用開始後、3年以内の接続工事による。 限度額300,000円	・市税、下水道受益者負担金、水道料金を滞納していない世帯 ・自己の居住用の建物の所有者 ・世帯全員が所得税非課税 ・工事施工前の申請に限る
	市営・流水プール・B&G海洋センタープールの利用	1～3級	本人及び18歳以上の付添人(1名まで)の利用料無料	手帳の提示による
	コミュニティバス(鈴の音バス)の利用	1～3級	本人の乗車料金の半額	手帳の提示による
	医療費助成	1級	通院費のみ助成	所得制限あり
多気町	多気町営バス	1～3級	本人及び付添人の乗車料が半額	手帳の提示
	タクシー代助成	1～2級	1乗車500円の乗車券 年間48枚交付	役場窓口へ申請
	医療費助成	1級	通院費のみ助成	役場窓口へ申請

市町の精神障害者保健福祉手帳・優遇措置

令和7年4月1日現在

市町村名	事業の内容	手帳等級	内容・金額など	備 考
明和町	タクシー料金助成	1・2級	600円の乗車券 申請のあった月から6月末までの月数に応じて月4枚を交付	役場窓口へ申請 自動車税減税対象者等一部適用除外あり
	障がい者医療費助成	1級	通院分のみ助成	役場窓口へ申請 所得制限あり
		2級	令和3年9月診療分より、通院分の1/2助成	
	町民バスの無料	1～3級	本人無料	手帳又は事前申請で発行を受けた証明書を提示
	乗り合い送迎サービス「チョイソコめいひめ」	1～3級	一乗車につき、150円で利用可能(通常300円) 停留所間を運行する乗り合いデマンド送迎サービス	会員登録時等に、申請書に手帳番号の記載並びに手帳の写しを提出
大台町	タクシー代助成	1～3級	1乗車300円補助 年間48～96枚交付	役場窓口へ申請
	町営バス乗車料減額	1～3級	100円/回(片道:100円)	手帳の提示
	心身障害者医療費助成	1級	通院費のみ助成	役場窓口へ申請
伊勢市	おでかけ乗車券	1～3級	1枚50円の乗車券を年80枚もしくは1枚100円の乗車券を年40枚の選択制	伊勢市重度障害者タクシー料金助成券の選択制。
	タクシー代助成	1～3級	1枚600円の乗車券交付 年 36枚(年度途中の交付は、年度の残余月数×3枚)	自動車税減税対象者等一部適用除外あり
	コミュニティバス料金の割引	1～3級	運賃の半額	手帳の提示
	医療費助成	1級	自己負担分(通院のみ)を助成	所得制限あり
	福祉給付金	1級	非課税世帯で市内に住所のある在宅の方 9月1日と3月1日現在で、支給要件に満たしている場合に、12,000円を支給(9月、3月に振り込み)	施設入所、おむつ券受給者は対象外

市町の精神障害者保健福祉手帳・優遇措置

令和7年4月1日現在

市町村名	事業の内容	手帳等級	内容・金額など			備 考
鳥羽市	タクシー券助成	1級	タクシー券(1乗車650円)を年36枚			窓口で申請 自動車税減免を受けておらず在宅の方
	通所者運賃助成	利用者	公共交通機関を利用して通所した場合に運賃の半額を助成			上限額有り
	障害者医療費助成	1,2級	通院費のみ助成 * 2級は通院費の半額			手帳交付時に申請書同封 所得制限有り
	障害者家族介護手当	1級	月額2,000円 (6カ月以上寝たきりが継続している場合は月額4,000円)			公的年金を受けていない、不就労の方、在宅で高齢者介護手当を受けていない方
	かもめバス	1～3級	本人のみ5割引 (小児の障害児は小児運賃の5割引)			手帳提示
	定期船乗船券割引	1級	普通乗船券 5割引	本人	12歳未満を除く	手帳の提示
				介護者	本人を介護する場合のみ	
				本人のみ	副申による特別割引適用者本人	
		2,3級	回数乗車券 5割引	本人	12歳未満を除く	
				介護者	本人を介護する場合のみ	
				本人のみ	副申による特別割引適用者本人	
		1級	定期乗車券 3割引	本人	12歳未満を除く	
				介護者	本人を介護する場合のみ	
本人				副申による特別割引適用者本人		
介護者		12歳未満の者を介護する場合のみ				
玉城町	障がい者医療費助成	1級	保険診療の自己負担分(通院のみ)を助成			所得制限あり
度会町	障がい者医療費助成	1級	通院医療費(保険診療分)の自己負担分を助成			所得制限あり
大紀町	心身障害者医療費助成	1級	通院医療費(保険適用内)の全額助成			世帯の課税状況により所得制限あり
南伊勢町	町営バス使用料免除	1～3級	町営バス代無料			手帳の提示
	医療費助成	1級	自己負担分(通院のみ)を助成			役場窓口へ申請
	デマンドバス使用料免除	1～3級	デマンドバス代無料			手帳の提示
志摩市	医療費助成	1～2級	保険診療の自己負担分(通院のみ)を助成(2級の方は1/2)			所得制限あり 申請手続きが必要
	心身障害者(児)福祉給付金	1～2級	4月1日現在の手帳保持者に支給(年1回) 非課税世帯12,000円、課税世帯8,000円			毎年8月に支給

市町の精神障害者保健福祉手帳・優遇措置

令和7年4月1日現在

市町村名	事業の内容	手帳等級	内容・金額など	備 考
名張市	自動車燃料費助成	1級	燃料費の一部助成 申請月より月額1,000円（年間12,000円まで）	自動車税減免対象と同様、対象 要件あり。 タクシー料金助成との選択
	タクシー料金助成	1級	料金の一部助成 500円券を24枚交付 （年間 12, 000円）	自動車燃料費助成との選択
	医療費助成	1～3級	自己負担分の1／2を助成（1級の通院は全額助成）	所得制限あり。 70歳以上は助成対象外（1級の通 院を除く）
	コミュニティバス	1～3級	運賃無料	手帳の提示
伊賀市	医療費助成	1～2級	自己負担分（外来のみ）を助成	所得制限あり
	自動車燃料費助成	1級	1,200円の自動車燃料券を年間12枚交付 （原動機付自転車燃料券の場合は、300円の券を年 間24枚交付）	タクシー料金助成・伊賀鉄道利用 料金助成・訓練施設等通所費助 成との選択
	タクシー料金助成	1級	300円のタクシー等乗車券を年間48枚交付	自動車燃料費助成・伊賀鉄道利 用料金助成・訓練施設等通所費 助成との選択
	伊賀鉄道利用料金助成	1級	50円の伊賀鉄道乗車券を年間288枚交付 （普通乗車券のみ利用可能）	タクシー料金助成・自動車燃料費 助成・訓練施設等通所費助成と の選択
	訓練施設等通所費助成	通所施設 利用者	公共交通機関使用 交通費の半額 自動車利用 ・片道5km未満 日額30円 ・片道5km以上10km未満 日額60円 ・片道10km以上15km未満 日額90円 ・片道15km以上20km未満 日額120円 ・片道20km以上 日額150円 上限1ヶ月1万円	所得制限あり ①月8回以上訓練施設等に通所 している者又はその保護者 ②自家用自動車又は公共交通機 関等を利用して通所している者又 はその保護者 ③自動車燃料費助成・タクシー料 金助成・伊賀鉄道利用料金助成 との選択 上記いずれにも該当する者
	行政バス運賃割引	1～3級	運賃の半額	手帳の提示
	伊賀鉄道運賃割引	1～3級	運賃の半額	手帳の提示
尾鷲市	医療費助成	1級	自己負担分（外来のみ）を助成	所得制限あり
	コミュニティバス運賃 割引	1～3級	運賃の半額	
紀北町	医療費助成	1級	自己負担分（外来のみ）を助成	所得制限あり
熊野市	訓練施設等通所 交通費補助金	通所施設 利用者	・公共交通機関利用者 （3分の2補助） ・原動機付自転車等 （片道5km未満 1000円） （片道5km以上 2000円） ・自家用自動車 （片道5km未満 2000円） （片道5km以上10km未満 4000円） （片道10km以上 6000円） ・交通手段を2以上利用 （それぞれの額を合算）	通所日数が10日未満の場合 ① 月のうち1日も通所しなかつた 場合 補助金は支給しない ② 通所日数が1日以上3日 未満の場合 補助額の5分の1を補助。 ただし、公共交通機関を利用 する場合はこの限りではない。 ③ 通所日数が3日以上10日 未満の場合 補助額の2分の1を補助。 ただし、公共交通機関を利用 する場合はこの限りではない。 ④補助金の上限は12,000円 とする。
	医療費助成	1級	自己負担分（外来のみ）を助成	所得制限あり

市町の精神障害者保健福祉手帳・優遇措置

令和7年4月1日現在

市町村名	事業の内容	手帳等級	内容・金額など	備 考
御浜町	訓練施設等通所 交通費補助金	通所施設 利用者	・公共交通機関利用者 （3分の2補助） （片道5km未満2000円） （片道5km以上4000円） ・原動機付自転車等 （片道5km未満1000円） （片道5km以上2000円） ・自家用自動車 （片道5km未満2000円） （片道5km以上10km未満 4000円） （片道10km以上6000円） ・交通手段を2以上利用 （それぞれの額を合算）	通所日数が10日未満の場合 ① 月のうち3日未満の通所 の場合 補助金の5分の1を補助。 ② 通所日数が3日以上10日 未満の場合 補助額の2分の1を補助。 ただし、公共交通機関を利用 する場合はこの限りではない。 ③ 補助金の上限は12,000円 とする。
紀宝町	町民バス利用料の免除	1～3級	乗車料金を免除	手帳の提示による
	訓練施設等通所 交通費補助金	通所施設 利用者	・公共交通機関利用者 （3分の2補助） （片道5km未満2000円） （片道5km以上4000円） ・原動機付自転車等 （片道5km未満1000円） （片道5km以上2000円） ・自家用自動車 （片道5km未満2000円） （片道5km以上10km未満 4000円） （片道10km以上6000円） ・交通手段を2以上利用 （それぞれの額を合算）	通所日数が10日未満 の場合 ① 月のうち3日未満の通所 の場合 補助金の5分の1を補助。 ② 通所日数が3日以上10日 未満の場合 補助額の2分の1を補助。 ただし、公共交通機関を利用 する場合はこの限りではない。 ③ 補助金の上限は12,000円 とする。
	医療費助成	1級	自己負担分（外来のみ）を助成	所得制限なし